

東京都北区医療・介護・障害福祉における新型コロナウイルス感染症に係る慰労金等
支給要綱

4 北康推第6141号
令和4年6月7日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化するリスクの高い患者又は利用者の多い、区内医療機関、介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所（以下「医療機関等」という。）において、業務に従事している従事者への新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（以下「慰労金」という。）、必要な関連諸経費の支出増加及び各サービス等の提供の減少に伴う収入減等に関し、医療機関等の事業継続支援を目的として実施する医療提供体制継続支援金及び感染拡大防止等支援金（以下「支援金」という。）並びに自宅療養者要介護者サービス提供協力金（以下「協力金」という。）の支給に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 医療機関 令和4年4月1日時点において、北区内に所在する医療機関をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 令和4年4月1日時点で休止又は廃止の届出をしている医療機関

イ 当該医療機関を運営する法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従事者若しくは構成員に暴力団員等（東京都北区暴力団排除条例（平成24年6月東京都北区条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当するものがあるもの

(2) 介護サービス事業所 令和4年4月1日時点において、北区内に所在し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく、認可又は指定を受けている事業所をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 令和4年4月1日時点で休止又は廃止の届出をしている事業所

イ 保険医療機関又は保険薬局のうち、介護保険法第71条の規定によるみなし指定を受けている事業所

ウ 介護老人保健施設の空床を利用してサービス提供する短期入所療養介護事業所

エ 当該介護サービス事業所を運営する法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従事者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの

(3) 障害福祉サービス事業所 令和4年4月1日時点において、北区内に所在し、次に掲げるいずれかに該当する事業所（令和4年4月1日時点で休止又は廃止の届出をしている事業所及び当該障害福祉サービス事業所を運営する法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従事者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるものを除く。）をいう。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供している事業所であって、令和4年4月1日時点において、東京都から総合支援法に基づく指定を受けているもの

イ 総合支援法第5条第18項に規定する相談支援又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を提供している事業所であって、令和4年4月1日時点において、東京都又は区から総合支援法又は児童福祉法に基づく指定を受けているもの

ウ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を提供している事業所であって、令和4年4月1日時点において、東京都から児童福祉法に基づく指定を受けているもの

エ 東京都北区重度身体障害者グループホーム補助事業実施要綱（平成18年3月27日17北福障第421号）第14条に基づき補助金の交付決定を受けている事業所

オ 総合支援法第77条第1項に規定する地域生活支援事業（地域活動支援センター、日中一時支援、移動支援、訪問入浴サービス又は障害者相談支援に限る。）を行う事業所

カ 総合支援法第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センターの事業及び業務を実施する事業所

（支給対象事業等）

第3条 慰労金、支援金及び協力金（以下「慰労金等」という。）を支給する事業名、事業毎の支給対象者、慰労金等の額等は、医療機関にあっては別表第1に、介護サービス事業所にあっては別表第2に、障害福祉サービス事業所にあっては別表第3に定めるとおりとする。

（支給申請）

第4条 慰労金等の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東京都北

- 区医療・介護・障害福祉サービス事業所慰労金等支給申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を、令和4年7月15日までに区長に提出するものとする。
- 2 協力金の支給を受けようとする者は、申請書に係るサービスを提供したことが分かる証拠書類を、申請書の提出時に区長へ示すものとする。
 - 3 別表第1から別表第3までに定める各事業の申請回数は、1法人につき1回限りとする。

（支給決定等及び支給）

- 第5条 区長は、申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認める場合には、慰労金等を支給することを決定し、その結果を東京都北区医療・介護・障害福祉サービス事業所慰労金等支給決定通知書（別記第2号様式。以下「支給決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。
- 2 区長は、前項の審査の結果、支給することが適当でないとするときは、その旨を東京都北区医療・介護・障害福祉サービス事業所慰労金等不支給決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。
 - 3 区長は、第1項の規定により支給することと決定した場合は、申請者からの東京都北区医療・介護・障害福祉サービス事業所慰労金等請求書（別記第4号様式）の提出に基づき、慰労金等の振込みを行うものとする。

（検査等）

- 第6条 申請者は、区長が支給対象事業の運営、経理等の状況について検査又は報告を求めた場合は、これに応じるものとする。

（実績報告）

- 第7条 支給決定通知書の通知を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、当該支給決定通知書に係る支給対象事業が完了したときは、当該事業が完了した日から1か月を経過する日までに、東京都北区医療・介護・障害福祉サービス事業所慰労金等実績報告書（別記第5号様式）を区長に提出するものとする。

（消費税及び地方消費税の報告）

- 第8条 支給決定者は、通知された支給決定通知書に係る支給対象事業の完了後、消費税及び地方消費税の申告により支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第6号様式）を区長に提出するものとする。
- 2 区長は、前項の提出により、通知された支給決定通知書に係る支給対象事業に係

る仕入税額控除があることを確認した場合には、当該消費税及び地方消費税の仕入控除税額相当額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(慰労金等の返還)

第9条 区長は、慰労金等の支給を受けた後に、支給対象の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により慰労金等の支給を受けた者に対しては、支給を行った慰労金等の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 慰労金等の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、慰労金等の支給に関し必要な事項は、健康部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月7日から施行する。

別表第1(第3条関係)

支給対象事業(医療機関)

事業名	支給対象事業所	支給額	支給回数
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金事業	<p>次のいずれかに該当する医療従事者又は職員があり、かつ、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供を行う医療機関</p> <p>(1) 令和4年4月1日時点において医療機関に勤務し、患者と接する医療従事者又は職員で、医療機関で通算して10日以上(宿泊療養・自宅療養を行う場合の軽症者等に対するフォローアップ業務での対応等の場合は、実際に当該業務に従事した日数が10日以上)勤務した者</p> <p>(2) 令和4年1月1日から令和4年3月31日までの間に、医療機関で通算して10日以上(宿泊療養・自宅療養を行う場合の軽症者等に対するフォローアップ業務での対応等の場合は、実際に当該業務に従事した日数が10日以上)勤務した者</p> <p>注1 同一の医療機関内で兼務している者及び複数の医療機関又は複数の法人で勤務している者に対しては、重複して支給しない。</p> <p>注2 勤務日数については、年次有給休暇、育児休暇等、実質勤務していない場合、勤務日として算入しない。</p> <p>注3 この表において医療従事者又は職員とは、慰労金の目的に照らし、患者との接触を伴い、継続して提供することが必要な業務に従事している医療従事者又は職員(派遣労働者及び業務委託受注者の労働者を含む。)をいう。</p>	1人当たり50,000円	1人につき1回
医療提供体制継続支援金事業	医療機関	1医療機関当たり200,000円	1回

別表第2(第3条関係)

支給対象事業(介護サービス事業所)

事業名	支給対象事業所	サービス種別	支給対象者・支給対象経費・支給日数	支給額	支給回数
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金事業			<p>次のいずれかに該当する職員 (1)令和4年4月1日時点において区内介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員で、介護サービス事業所で通算して10日以上勤務した者 (2)令和4年1月1日から令和4年3月31日までの間で、介護サービス事業所において通算して10日以上勤務した者</p> <p>注1 同一の事業所で兼務している者及び複数の事業所又は複数の法人で勤務している者については、重複して支給しない。 注2 勤務日数については、年次有給休暇、育児休暇等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。 注3 この表において職員とは、慰労金の目的に照らし、高齢者との接触を伴い、継続して提供することが必要な業務に従事している職員(派遣労働者及び業務委託受注者の労働者を含む。)をいう。</p>	1人当たり 30,000円	1人につき1回
感染拡大防止等支援金事業	介護サービス事業所	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム	<p>次の(1)から(18)までに掲げる経費 (1) 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用 (2) 外部専門家等による研修実施費用 (3) (研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等 (4) 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置費用等 (5) 感染防止を徹底するための面会室の改修費 (6) 消毒費用・清掃費用 (7) 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 (8) 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 (9) 自動車の購入又はリース費用 (10) 自転車の購入又はリース費用 (11) 長机、飛沫防止パネルの購入費 (12) 換気設備の購入及び設置に要する経費 (13) タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く。) (14) 感染防止のための内装改修費 (15) 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料 (16) 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 (17) 訪問介護員による同行指導への謝金(通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合に限る。) (18) 医療機関、保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費</p>	1事業所当たり 100,000円	1回
自宅療養者要介護者サービス提供協力金事業		訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護(訪問サービスに限る)、看護小規模多機能型居宅介護(訪問サービスに限る)、居宅介護支援	<p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までのうち、次の(1)から(3)までの期間及び日数 (1)自宅療養者に必要な介護保険サービス等を提供する場合は、新型コロナウイルス感染症の発症日から自宅療養期間が終了したと認められる日までの期間において、介護保険サービス等を訪問して提供した日数分 (2)濃厚接触者に必要な介護保険サービス等を提供する場合は、保健所が認めた健康観察期間において、介護保険サービス等を訪問して提供した日数分 (3)(2)に定めるもののほか、区長が必要と認める者に介護保険サービス等を提供する場合は、区長が必要と認めた期間において、介護保険サービス等を訪問して提供した日数分</p>	要介護者 1訪問先当たり 15,000円/日	1回

別表第3(第3条関係)

支給対象事業(障害福祉サービス事業所)

事業名	支給対象事業所	サービス種別		支給対象者・支給対象経費・支給日数	支給額	支給回数
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金事業	障害福祉サービス事業所 (東京都立北療育医療センター、東京都北区福祉部障害福祉課王子障害相談係、東京都北区福祉部障害福祉課赤羽障害相談係、東京都北区立障害者福祉センター及び東京都北区立児童発達支援センターを除く。)	療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、 地域活動支援センター、日中一時支援、移動支援、訪問入浴サービス、障害者相談支援、基幹相談支援センター、第2条第1項第3号エに該当する事業		次のいずれかに該当する職員 (1)令和4年4月1日時点において障害福祉サービス事業所に勤務し、利用者と接する職員で、障害福祉サービス事業所で通算して10日以上勤務した者 (2)令和4年1月1日から令和4年3月31日までの間で、障害福祉サービス事業所において通算して10日以上勤務した者 注1 同一の事業所で兼務している者及び複数の事業所又は複数の法人で勤務している者については、重複して支給しない。 注2 勤務日数については、年次有給休暇、育児休暇等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。 注3 この表において職員とは慰労金の目的に照らし、利用者との接触を伴い、継続して提供することが必要な業務に従事している職員(派遣労働者及び業務委託受注者の労働者を含む。)をいう。	1人当たり 30,000円	1人につき 1回
感染拡大防止等支援金事業	障害福祉サービス事業所 (東京都立北療育医療センター、東京都北区立障害者福祉センター及び東京都北区立児童発達支援センターを除く。)	通所系	療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助	次の(1)から(18)までに掲げる必要な経費 (1) 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用 (2) 外部専門家等による研修実施費用 (3) (研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等 (4) 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置費等 (5) 感染防止を徹底するための面会室の改修費 (6) 消毒費用・清掃費用 (7) 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 (8) 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 (9) 自動車の購入又はリース費用 (10) 自転車の購入又はリース費用 (11) 長机、飛沫防止パネルの購入費 (12) 換気設備の購入及び設置に要する経費 (13) タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く。) (14) 感染防止のための内装改修費 (15) 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料 (16) 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 (17) 居宅介護職員による同行指導への謝金 (18) 医療機関、保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費	1事業所当たり 100,000円	1回
		障害児通所系	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス			
		短期入所系	短期入所			
		入所・居住系	施設入所支援、共同生活援助			
		訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援			
		相談系	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援			
		その他	第2条第1項第3号エに該当する事業			
		注 同一住所の事業所において同一サービス体系の事業を複数運営する場合は、運営する事業の数にかかわらず、1事業所とみなすものとする。				

<p>自宅療養者要介護者サービス提供協力金事業</p>	<p>障害福祉サービス事業所 (東京都北区立児童発達支援センターを除く。)</p>	<p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害等包括支援、計画相談支援、地域定着支援、障害児相談支援</p>	<p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までのうち、次の(1)から(3)までの期間及び日数</p> <p>(1) 自宅療養者に必要な総合支援法内サービス等を提供する場合は、新型コロナウイルス感染症に感染した日から自宅療養期間が終了したと認められる日までの期間において、総合支援法内サービス等を訪問して提供した日数分</p> <p>(2) 濃厚接触者に必要な総合支援法内サービス等を提供する場合は、保健所が認めた健康観察期間において、総合支援法内サービス等を訪問して提供した日数分</p> <p>(3) (2)に定めるもののほか、区長が必要と認める者に総合支援法内サービス等を提供する場合は、区長が必要と認めた期間において、総合支援法内サービス等を訪問して提供した日数分</p>	<p>要介護者 1訪問先当たり 15,000円/日</p>	<p>1回</p>
-----------------------------	---	--	--	---------------------------------------	-----------

東京都北区長 殿

(申請者)
法人所在地

法人名

代表者職氏名

東京都北区医療・介護・障害福祉サービス事業所慰労金等支給申請書

東京都北区医療・介護・障害福祉における新型コロナウイルス感染症に係る慰労金等支給要綱第4条の規定により、下記のとおり、慰労金等について申請します。

記

1. 申請金額 円

(内訳)

医療分	(1) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金事業	円
	(2) 医療提供体制継続支援金事業	円
	医療分 計	円
介護分	(1) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金事業	円
	(2) 感染拡大防止等支援金事業	円
	(3) 自宅療養者要介護者サービス提供協力金事業	円
介護分 計	円	
障害分	(1) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金事業	円
	(2) 感染拡大防止等支援金事業	円
	(3) 自宅療養者要介護者サービス提供協力金事業	円
障害分 計	円	

- 慰労金の申請に当たっては、同事業所内の兼務及び複数の事業所・他の法人と掛け持ちして勤務をしているかどうかの確認を対象者で行い、重複して申請しておりません。また、支給決定及び区からの振込後、対象者に対し、確実に支給します。
- 支給を受けた支援金については、各事業所において、要綱に記載する経費に充当します。
- 慰労金等の支給を受けた後、区が求めた場合には、調査等に回答します。

第2号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

様

東京都北区長



東京都北区医療・介護・障害福祉サービス事業所慰労金等支給決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました、東京都北区医療・介護・障害福祉サービス事業所慰労金等につきまして、審査の結果、下記のとおり支給を決定したので、東京都北区医療・介護・障害福祉における新型コロナウイルス感染症に係る慰労金等支給要綱第5条第1項の規定により、通知します。

記

金額： _____ 円

第3号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

様

東京都北区長



東京都北区医療・介護・障害福祉サービス事業所慰労金等不支給決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました、東京都北区医療・介護・障害福祉サービス事業所慰労金等については、審査の結果、支給しないことと決定したので、東京都北区医療・介護・障害福祉における新型コロナウイルス感染症に係る慰労金等支給要綱第5条第2項の規定により通知します。

東京都北区長 殿

(申請者)
法人所在地

法人名

代表者職氏名



東京都北区医療・介護・障害福祉サービス事業所慰労金等請求書

令和 年 月 日付で支給決定通知のあった東京都北区医療・介護・障害福祉サービス事業所慰労金等について、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 円

(内訳)

医療分	円
介護分	円
障害分	円

振込先金融機関								店
振 込 口 座	預金種目							
	口座番号 (右詰め)							
	フリガナ							
	氏名							

東京都北区長 殿

(申請者)
法人所在地

法人名

代表者職氏名

東京都北区医療・介護・障害福祉サービス事業所慰労金等実績報告書

東京都北区医療・介護・障害福祉における新型コロナウイルス感染症に係る慰労金等支給要綱第7条の規定により、下記のとおり、慰労金等について報告します。

記

1. 確定金額 円

(内訳)

医療分	(1) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金事業	円
	(2) 医療提供体制継続支援金事業	円
	医療分 計	円
介護分	(1) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金事業	円
	(2) 感染拡大防止等支援金事業	円
	(3) 自宅療養者要介護者サービス提供協力金事業	円
介護分 計	円	
障害分	(1) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金事業	円
	(2) 感染拡大防止等支援金事業	円
	(3) 自宅療養者要介護者サービス提供協力金事業	円
障害分 計	円	

東京都北区長 殿

(申請者)
法人所在地

法人名

代表者職氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日 付で支給決定を受けた東京都北区医療・介護・障害福祉サービス事業所
慰労金等について、東京都北区医療・介護・障害福祉における新型コロナウイルス感染症に係る
慰労金等支給要綱第8条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 事業区分の名称
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の
規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要補助金返還相当額)
金 円

4 添付資料

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定
収入の割合を確認できる資料）